

議案第五十四号

三朝町町営土地改良事業分担金徴収条例の制定について

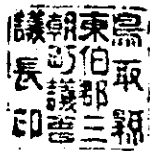
次のとおり三朝町町営土地改良事業分担金徴収条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年参月露参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町町営土地改良事業分担金徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、三朝町町営土地改良事業の施行に伴う費用にあてるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十四条の規定に基づき、分担金の徴収に關し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の総額)

第二条 分担金の総額は、事業費から国、県の補助金及び町の負担金を除いた額とする。

(分担金の賦課基準)

第三条 前条の規定による分担金の総額は、当該事業についてその施行に係る地域内にある土地の利益の度合に応じその面積に賦課する。

2 前項の規定による賦課基準は、町長が別に定める。

(被徴収者の範囲)

第四条 前条の規定による賦課基準に基づき算定した分担金は、当該事業によつて利益を受けるものから徴収する。

(分担金の徴収)

第五条 前条の規定により算定した分担金の納期は、年二回以内とする。

(分担金徴収の特例)

第六条 町長は、天災その他特別の事情があるときは、分担金を減免又は徴収を延期することができる。

(規則への委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十四年度事業から適用する。